

最高裁秘書第2641号

令和元年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月23日付け（同月24日受付、最高裁秘書第2284号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年6月16日付け最高裁判所事務総局民事局長書簡（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(組ろー05)

平成28年6月16日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 菅野雅之

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日付け最高裁民三第357号民事局長通知「執行官規則第1条第1項に規定する最高裁判所が定める基準について」によりお知らせしたとおり、この度、執行官の任命基準の見直しが行われました。これは、執行官の任命基準として、従前、公務員については行政職俸給表(一)に定める職務の級が5級以上の職にあったこと又はこれに相当する職歴を有することが、公務員以外の者については法律に関する実務について通算して10年以上の経験年数を有することがそれぞれ必要であると解されていたところ、公務員であるか否かを問わず、法律に関する実務を経験した年数が通算して10年以上であることとすることにより、公務員と公務員以外の者との任命基準の均衡を図るとともに、行政職俸給表(一)に定める職務の級が5級以上の職になく、かつ、これに相当する職歴も有しない公務員からも有為な人材をより広く募ることを目的として行われたものです。

各庁におかれでは、今回の執行官の任命基準の見直しの趣旨を関係の職員に周知していただくとともに、この書簡の趣旨を踏まえ、今後とも、執行官の職務を全うできる有為な人材の確保に向けて御理解と御協力を頂きますようよろしくお願いいいたします。

敬具